
東日本大震災
サッカーファミリー復興支援金 運用細則

第1章 総則

第1条 (総則)

本細則は、財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)が、東日本大震災で被災したサッカーファミリーの復興支援のために行う「東日本大震災サッカーファミリー復興支援金」に関する募金活動(以下「本募金活動」という)及びその募金活動によって得られた寄付金の運用方法等について、必要な事項を定める。

第2章 目的

第2条 (目的)

本募金活動及びその運用は、東日本大震災で被災した地域のサッカーファミリーが、これまで通り、誰もがいつでもサッカーを楽しむことができる環境の復興を目的に実施する。

第3章 募金活動

第3条 (募金活動の名称)

1. 本募金活動の名称を「東日本大震災サッカーファミリー復興支援金募金」と称する。
2. 本募金活動のキャッチコピーを「がんばろうニッポン！サッカーファミリーのチカラをひとつに！」とする。

第4条 (募金団体及び銀行口座)

本募金活動の募金団体及び銀行口座は次のとおりとする。

募金団体:財団法人 日本サッカー協会 会長 小倉純二

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15)JFA ハウス

銀行口座:三菱東京 UFJ 銀行(0005)渋谷支店(135)

普通預金 口座番号 0290451

財団法人 日本サッカー協会 東日本大震災 サッカーファミリー復興支援金口

第5条 (募金活動の実施方法)

募金活動の実施方法等に関する規則は、別に定める。

第4章 活動内容

第6条 (活動内容)

本募金活動を通じて得られた寄付金等により、本協会は、第2条の目的に基づき、次の活動を行う。

- (1) 本募金活動に関する関連活動
- (2) 被災地・被災地サッカーファミリーへの物資支援
- (3) サッカー教室・キッズプログラム等の実施
- (4) その他、東日本大震災 復興支援検討委員会(以下「検討委員会」という)が認めた活動

第5章 特別会計の設置及び運用

第7条（特別会計の設置）

1. 本募金活動による寄付金等を受け入れるにあたり、「東日本大震災サッカーファミリー復興支援金特別会計」（以下「特別会計」という）を設置し、本募金活動による寄付金の全部を特別会計に繰入れる。
2. 特別会計は、預金する等の確実な方法により保管する。また、収入支出に関する帳簿および証拠書類を備えなければならない。

第8条（復興支援計画及び収支予算）

第6条に定める復興支援活動を行うにあたり、本協会の事務局内に設置された「東日本大震災復興支援プロジェクト」（以下「プロジェクト」という）は、復興支援に関する事業計画書及び収支予算を作成し、別に定める検討委員会で審議・決定した後、検討委員会より理事会の承認を得なければならない。

第9条（特別会計の運用）

検討委員会は、理事会にて承認された事業計画書及び収支予算に基づき、特別会計を運用し、復興支援活動を実施する。

第10条（事業報告及び収支決算）

特別会計の収支決算は、事業報告書と共に毎会計年度（本協会の会計年度に準ずる）終了後3ヶ月以内に検討委員会から理事会に報告するものとする。

第11条（成果の公表）

理事会で承認を得た特別会計の収支決算は、活動報告書と共に、広く社会に公表しなくてはならない。

第6章 その他

第12条（活動の完了）

復興支援活動は、特別会計の残高がなくなり次第、完了するものとする。

第13条（運用規則の変更）

この運用規則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

第14条（細則）

この運用規則の施行についての詳細は、別に定めることができる。

附 則

この内規は2011年4月14日より施行する。